

高浜発電所 3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

16/31

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備										RCS漏えい検査 起動試験	△並列 調整運転
				RCS停止	燃料取出	燃料装荷	R/V組立	C/V-LRT	起動試験	起動前点検	起動前点検	起動前点検	起動前点検		
RCS 水位	RCS 全口一 ミドルーブ RCS 全口一 キヤビテ海水	*反応堆組立て海水槽: 1台 × 2 *ガリソン用ドーム缶 (表85-12-4)において運転上の制限を定める) *燃料抽出ポンプ (表85-15-7)において運転上の制限を定める) *タクローー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	*燃料油貯油そう *タンクローラー												
第85条(表85-7-1) 原子炉冷却水系による原子炉冷却水槽内自然対流 冷却	モード3、4、5、6 モード3、4、5、6	原子炉冷却水系による原子炉冷却水槽内自然対流 冷却	*A、B格納容器再循環ユニット *A、B格納容器循環ユニット: 2基 *A、B、C原子炉冷却水ポンプ: 2台 (A、B、Cのうち、いずれか2台) *A、B原子炉冷却水冷却水冷却器 *原子炉冷却水冷却水サーチンク: 1基 *蓄熱水槽: 1本 *海水ボンブ: 1台 *可燃性温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度／出口 温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める)	*A、B格納容器再循環ユニット *A、B格納容器循環ユニット *原子炉冷却水冷却水サーチンク *蓄熱水槽 *海水ボンブ *可燃性温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度／出 口温度(SA)用)											
大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管路経 て2系統が動作可能 まで2系統が動作可能 *大容量ポンプ: 1台 × 2(3号炉)より14号炉)の合計所要数 *A、B格納容器再循環ユニット (表85-7-1)において運転上の制限を定める) *燃料抽出ポンプ (表85-15-7)において運転上の制限を定める) *タクローー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) *タクローー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) *可燃性温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度／出口 温度(SA)用) *B余熱除去ポンプ(海水冷却) (表85-4-9)において運転上の制限を定める) *C充てん・高压注入ポンプ(海 水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める)	*大容量ポンプ *A、B格納容器再循環ユニット *燃料油貯油そう *可燃性温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度／出口 温度(SA)用) *B余熱除去ポンプ(海水冷却) *C充てん・高压注入ポンプ(海 水冷却) *可燃性温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度／出 口温度(SA)用)														
大容量ポンプによる原子炉 冷却 *大容量ポンプは格納容器内自然対流冷却 および代替循環冷却	モード3、4、5、6 モード3、4、5、6	大容量ポンプによる原子炉 冷却 *大容量ポンプは格納容器内自然対流冷却 および代替循環冷却	(1) モード3および4蒸気発生器が熱除去のために使用されて いる場合において、復元タンクを目的とした電動油圧給水ポン プによる蒸気発生器への給水系(系統(電動油圧給水ポン プ2台で系統(本製品に限る))が動作可能(ポンプが手動起動 弁操作手動操作) *蒸気発生器 *復元タンク	*電動油圧給水ポンプ *ターピング油圧給水ポンプ *ターピング油圧給水ポン *蒸気発生器 *復元タンク											
第85条(表85-8-1) 蒸気発生器次側による炉 心冷却(注水)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去 のために使用されている場合)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去 のために使用されている場合)	(1) モード3および4蒸気発生器が熱除去のために使用されて いる場合において、復元タンクを目的とした電動油圧給水ポン プによる蒸気発生器への給水系(系統(電動油圧給水ポン プ2台で系統(本製品に限る))が動作可能(ポンプが手動起動 弁操作手動操作) *蒸気発生器 *復元タンク	*電動油圧給水ポンプ *ターピング油圧給水ポン *ターピング油圧給水ポン *蒸気発生器 *復元タンク											

高浜発電所 3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

17/31

主要工程			要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	E-1外	E-2	5-1	5-2	5-1	4	3			
ROS 水位	RCS 流水 エマージェンシーロード	キャビティ漏水 ROS 全ロー	(2) モード3において、復水タップを水槽としてカード動力給水ポンプによる蒸気発生器への給水(系1系統が動作不能(ポンプが手動起動・系統構成不含む)できること。または運転中であること。タービン動力給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る課題を行つてゐる場合は運転は適用しない)、タービン動力給水ポンプが動作可能(現場手動による制限を含む) ・電動補助給水ポンプ、2台 ・タービン動力給水ポンプ、1台 ・タービン動力給水ポンプ起動弁(現地手動操作)、1台 ・蒸気栓塞器、3基 ・復水タップ (表55-14-4において運転上の制限を定める) ・空冷式冷却用除湿装置 (表55-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油温計 (表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7において運転上の制限を定める)	(2) モード3において、復水タップを水槽としてカード動力給水ポンプによる蒸気発生器への給水(系1系統が動作不能(ポンプが手動起動・系統構成不含む)できること。または運転中であること。タービン動力給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る課題を行つてゐる場合は運転は適用しない)、タービン動力給水ポンプが動作可能(現場手動による制限を含む) ・電動補助給水ポンプ、2台 ・タービン動力給水ポンプ、1台 ・タービン動力給水ポンプ起動弁(現地手動操作)、1台 ・蒸気栓塞器、3基 ・復水タップ (表55-14-4において運転上の制限を定める) ・空冷式冷却用除湿装置 (表55-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油温計 (表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7において運転上の制限を定める)	・空冷式冷却用除湿装置 ・燃料油油温計 ・タクローリー																
第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気吐出) 水素漏洩抑制	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6 (たゞ)に使用されている場合	(1) 静的燃焼式水素再結合装置の所要数が動作可能 能 (2) 静的燃焼式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 能 (3) 原子炉再結合容器水素燃焼装置温度監視装置 (4) 原子炉再結合容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 能 ・静的燃焼式水素再結合装置 ・静的燃焼式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉再結合容器水素燃焼装置 ・原子炉再結合容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空冷式冷却用除湿装置 (表55-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油温計 (表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7において運転上の制限を定める)	(1) 静的燃焼式水素再結合装置の所要数が動作可能 能 (2) 静的燃焼式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 能 (3) 原子炉再結合容器水素燃焼装置 (4) 原子炉再結合容器水素燃焼装置温度監視装置 ・静的燃焼式水素再結合装置 ・静的燃焼式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉再結合容器水素燃焼装置 ・原子炉再結合容器水素燃焼装置温度監视装置 ・空冷式冷却用除湿装置 (表55-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油温計 (表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7において運転上の制限を定める)	・静的燃焼式水素再結合装置 ・静的燃焼式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉再結合容器水素燃焼装置 ・原子炉再結合容器水素燃燒装置温度監視装置 ・空冷式冷却用除湿装置 ・燃料油油温計 ・タクローリー	△															
第95条(表85-10-1) 水素漏洩抑制	モード3、4、5、6		(表55-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油温計 (表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7において運転上の制限を定める)	(表55-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油温計 (表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7において運転上の制限を定める)	・可燃性燃料容積内水素漏洩監視系 ・可燃性燃料容積内水素漏洩監視装置 ・可燃性燃料容積内水素漏洩監視装置 ・可燃性燃料容積内水素漏洩監視装置 ・可燃性燃料容積内水素漏洩監視装置 ・ガスサンプリング圧縮装置 ・ガスサンプリング圧縮装置	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第95条(表85-10-2) 水素漏洩抑制	モード3、4、5、6																				

高浜発電所 3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備										RCS漏えい検査	起動試験
				冷却器1個、A温分離器1個)が動作可能	・可燃型格納容器内水素濃度計測装置:1個	・可燃型原水冷却水流量計測装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個		
RCS 水位															
第85条(表85-11-1) 水素排出、放熱性物質の排 度規範	RCS全開水	ミドルーピー	(表55-7-2において運転上の制限を定める) ・空冷式供給送電装置	冷却器1個、A温分離器1個)が動作可能	・可燃型格納容器内水素濃度計測装置:1個	・可燃型原水冷却水流量計測装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	モード外	6-1
第85条(表85-12-1) 海水から使用清燃料ビット への注水	RCS全開水	△解列 RCS降圧	(表55-15-1において運転上の制限を定める) ・燃料油ポンプ	冷却器1個、A温分離器1個)が動作可能	・可燃型格納容器内水素濃度計測装置:1個	・可燃型原水冷却水流量計測装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	モード外	6-1
第85条(表85-12-2) 使用清燃料ビットへのスブ レイ系	RCS全開水	R/V開放	(表55-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー	冷却器1個、A温分離器1個)が動作可能	・可燃型格納容器内水素濃度計測装置:1個	・可燃型原水冷却水流量計測装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・可燃型格納容器ガス試料取扱装置:1台	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	・A温分離器1個	モード外	6-1
RCS全開															
△並列 調整運転															
R/V組立															
C/V-LRT															
起動前点検															

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画書

19/31

主要工事			RCS全口一 RCS水位 RCS漏れ キャビティ漏水												△解列 RCS遮断 R/V開放 燃料取出 1次系ボンブ他点検			燃料装置 R/V組立 C/V-LRT 起動確認 起動前弁点検			RCS漏えい検査 ▽並列 調整運転																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												関連設備																													
			個(1セット2個、3号炉ならびに4号炉共用の予備機器を含む)が動作可能 •可能であれば遮断圧注水ポンプ:1台×2 •電源車・可搬式代替缶注水ポンプ用):1台×2 •消防ポンプ:1台×2 (表85-12-1、表85-14-1とは別に確保) •仮設組立式水槽:1基×2 •スプレイヘッダ:4箇 •ガリソン用ドラム缶 (表85-12-4において運転上の制限を定める) •燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) •タックローラー (表85-15-7において運転上の制限を定める)												•ガリソン用ドラム缶 •燃料油貯油そう •タンクローラー •スプレイヘッダ:4箇 •ガリソン用ドラム缶 (表85-12-4において運転上の制限を定める) •燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) •タックローラー (表85-15-7において運転上の制限を定める)												•ガリソン用ドラム缶 •燃料油貯油そう •タンクローラー •スプレイヘッダ:4箇 •ガリソン用ドラム缶 (表85-12-4において運転上の制限を定める) •燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) •タックローラー (表85-15-7において運転上の制限を定める)																	
			使用済燃料ビットの監視 •使用済燃料ビット水位(立液):2箇 (動作可能で監視機能が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ビット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を適用しないなどみがなさない) •使用済燃料ビット温度(AM用):2箇 •使用済燃料ビットエア監視カメラ(使用済燃料ビットエア監視カメラ空き状態:1箇+1箇を含む):2箇 •可搬型使用済燃料ビット水位:2箇 •可搬型使用済燃料ビットエアモニタ:2箇 •空気式非常用差電量装置 (表85-15-1において運転上の制限を定める) •燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) •タックローラー (表85-15-7において運転上の制限を定める)												•使用済燃料ビット水位(立液):2箇 (動作可能で監視機能が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ビット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を適用しないなどみがなさない) •使用済燃料ビットエア監視カメラ(使用済燃料ビットエア監視カメラ空き状態:1箇+1箇を含む):2箇 •可搬型使用済燃料ビット水位:2箇 •空気式非常用差電量装置 •燃料油貯油そう •タンクローラー (表85-15-1において運転上の制限を定める) •燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) •タックローラー (表85-15-7において運転上の制限を定める)												•使用済燃料ビット水位(立液):2箇 (動作可能で監視機能が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ビット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を適用しないなどみがなさない) •使用済燃料ビットエア監視カメラ(使用済燃料ビットエア監視カメラ空き状態:1箇+1箇を含む):2箇 •可搬型使用済燃料ビット水位:2箇 •空気式非常用差電量装置 •燃料油貯油そう •タンクローラー (表85-15-1において運転上の制限を定める) •燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) •タックローラー (表85-15-7において運転上の制限を定める)																	
第35条(表85-12-3)	使用済燃料ビットの監視	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料主体を貯蔵している期間	大容量ポンプおよび放水水槽による放水系統1系統(1系統には、大容量ポンプ2台(予備機1台含む)、放水池3箇(予備機1箇含む)および泡混器装置、台が動作可能)												•大容量ポンプ(放水用) (2台接続する場合4号炉及び3号炉の合計所要数) •大容量ポンプ(放水用) (3号炉及び4号炉の合計所要数)																													
第35条(表85-12-4)	ガリソン用ドラム缶による燃料補給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料主体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料主体を貯蔵している期間												•ガリソン用ドラム缶 (3号炉及び4号炉の合計所要数)																													
第35条(表85-13-1)	大気への放散装置、航空機燃料火災への泡消火		大容量ポンプ(放水用) (3号炉及び4号炉の合計所要数)												•泡混合器 •泡混合器 (3号炉及び4号炉の合計所要数)																													
			大容量ポンプ(放水用) (3号炉及び4号炉の合計所要数)												•泡混合器 •泡混合器 (3号炉及び4号炉の合計所要数)																													

高浜発電所 3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

20/31

主要工程			要求内容	RCS運転												RCS漏えい検査													
項目	保安規定条文	要求モード		開連設備			燃料取出			燃料装荷			R・V組立			C・V-LRT			起動試験			起動前点検			起動後点検				
RCS水位	キャビティ漏水 RCS漏水 ミドループ RCS全ローブ	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローーー	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローーー	・シルトフーンズ																									
第35条(表85-13-2) 海洋への監視制御	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を計測している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を計測している期間 海水路刷 放水口刷 高さ約3m(幅約12m)(幅約12m/本を2本で1組にして2組4本) 1組として2組)	要所数が使用可能 ・シルトフーンズ 海水路刷 放水口刷 高さ約6.5m(幅約70m)(幅約20m/本を3本、幅約10m/本を1本を搭載した状態で1組として2組) 高さ約10.5m(幅約10m)(幅約10m/本を1本で1組として2組) 高さ約10.5m(幅約3.5m)(幅約3.5m/本を6本で1組として2組) 高さ約2.5m(幅約5m/本を1本で1組として2組)	・シルトフーンズ 海水を用いた復水タンクへの補給系2系統動作可能 ・浦河ボンブ4台×2 (表85-4-5、表85-6-3、表85-12-1、表85-12-2と は別に確保) ・ガソリン用トランク缶 (表85-12-4)において運転上の制限を定める)																									
第35条(表85-14-1) 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	燃料取替用タンク補給用ポンプによる復水タンクから燃料取替用タンクへの補給系動作可能 ・燃料取替用タンク補給用ポンプ1台 ・復水タンク (表85-14-4)において運転上の制限を定める)	・浦河ボンブ ・ガソリン用トランク缶 ・ガソリン用トランク缶 ・燃料取替用タンク補給用ポンプ1台 ・復水タンク																									
第35条(表85-14-2) 復水タンクから燃料取替用 水タンクへの補給	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	燃料取替用タンク (1) ほぞ差温度: 2800ppm 以上 (2) ほずれ水量(有効水量): 160m ³ 以上 (原子炉キャビティ内張り、水栓部開閉においては第35条に定める水栓および焼却注入手段等が確実されていることを条件に運転上の制限を満足していないことはみなさない。なお、原子炉キャビティ水栓部開閉とは、原子炉キャビティが張り作業開始から水栓部開閉完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水栓部開閉とは、原子炉キャビティ水栓部開始から燃料取替用タンク水位を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用タンク (1) ほぞ差温度: 2800ppm 以上 (2) ほずれ水量(有効水量): 160m ³ 以上 (原子炉キャビティ内張り、水栓部開閉においては第35条に定める水栓および焼却注入手段等が確実されていることを条件に運転上の制限を満足していないことはみなさない。なお、原子炉キャビティ水栓部開閉とは、原子炉キャビティが張り作業開始から水栓部開閉完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水栓部開閉とは、原子炉キャビティ水栓部開始から燃料取替用タンク水位を回復するまでの期間をいう)																									
第35条(表85-14-3) 燃料取替用タンク	モード3、4、5、6(キャビティ低水位)	モード3、4、5、6(キャビティ低水位)	・復水タンク 空冷式非常用発電装置による電源系1系統(1系統とは、モード3、4、5、6)にて空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピッカーラーに燃料体を計測している期間	・復水タンク 空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピッカーラー																									
第35条(表85-14-4) 復水ターブ	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6																											
第35条(表85-15-1) 空冷式非常用発電装置から	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6																											

高浜発電所 3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

21/31

主要工程		要求モード	要求内容	関連設備	RCS運転	燃料取出	燃料保管	RCS漏えい検査
項目	保安規定条文				R/V組立	C/V-LRT	起動試験	起動前点検
	の給電		トに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台動作可能 ・空冷式非常用発電装置2台(使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している間)において空冷式常用発電装置1台) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・燃料油(石油)そ					
			(表85-15-7において運転上の制限を定める)					
			(1) 号機間電力融通直供ケーブル(3号～4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数)が使用可能 (2) 号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数)が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機間電力融通直供ケーブル(3号～4号):1組 (3号および4号の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号):1組 (3号および4号の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):2基 ・燃料油(石油)そ(他号炉):465m ³ b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機間電力融通直供ケーブル(3号～4号):1組 (3号および4号の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号):1組 (3号および4号の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):1基 ・燃料油(石油)そ(他号炉):226m ³ (1他号炉は4号がいう)					
	第85条(表85-15-2) 号機間電力融通直供ケーブル(3号～4号)、号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)の給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車:1台×2 ・燃料油(石油)そ (表85-15-7において運転上の制限を定める)	電源車 ・燃料油(石油)そ ・タンクローリー				
	第85条(表85-15-3) 電源車からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間						
	第85条(表85-15-4) 蓄電池・安全防護系用)から の給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池・安全防護系用による電源系1系統とは、蓄電池・蓄電池・安全防護系用)1組動作可能 ・蓄電池・安全防護系用)1組					

高浜発電所 3号機 第2回定期事業者検査時の安全管理の計画

22/31

主要工程			要求内容												関連設備						RCS漏えい検査							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												RCS警報	燃料取出	燃料装置	R/V組立	C/V-LRT	起動試験	起動前点検	起動前点検	起動前点検	起動前点検	起動前点検	起動前点検		
			可搬式整流器から他の電源系1系統には、可搬式整流器1個動作可能	・可搬式整流器1個																								
			・空冷式非常用発電装置		・空冷式非常用発電装置																							
			(表85-15-1において運転上の制限を定める)		・号機間電力融通ケーブル(3号～4号)																							
			・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)		・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)																							
			(表85-15-2において運転上の制限を定める)		・ディーゼル発電機(他号炉)																							
			・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)		・燃料油潤滑油(う)他号炉)																							
			(表85-15-2において運転上の制限を定める)		・電動車																							
			・ディーゼル発電機(他号炉)		・燃料油潤滑油(う)																							
			(表85-15-2において運転上の制限を定める)		・タンクローリー																							
			・電源車																									
			(表85-15-3において運転上の制限を定める)																									
			・燃料油潤滑油(う)																									
			(表85-15-4において運転上の制限を定める)																									
			・タンクローリー																									
			(表85-15-5において運転上の制限を定める)																									
			・代管所内電気設備分電盤																									
			・代管所内電気設備変圧器1個																									
			・空冷式非常用発電装置																									
			・可搬式整流器																									
			・タンクローリー																									
			・燃料油潤滑油(う)																									
			(表85-15-6において運転上の制限を定める)																									
			・代管所内電気設備から他の給電																									
			モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を付属している期間																									
			モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を付属している期間																									
			モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を付属している期間																									
			モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を付属している期間																									
			モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料体を付属している期間																									
			モード3、4、5、6、使用済燃料ビットによる燃料輸送設備																									
			(表85-15-7)																									
			燃料油潤滑油(う)、タンクローリーによる燃料輸送設備																									
			(1) 燃料油潤滑油(う)4基分(455m ³)以上																									
			(2) タンクローリー3台が使用可能																									
			(重大事故等対処設備の運転が実現不可能な燃焼室に補給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)																									

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

23/31

主要工程				要求モード	要求内容	開通設備	RCS降溫	RCS漏水	RCS漏えい検査	▽並列 調査運転 起動前弁点検
項目	保安規定条文	RCS漏水	ミドルブ	RCS全ローブ	1次系統・他点検	C-N-LRT	R-V組立	燃料取出	燃料装荷	△並列 調査運転 起動前弁点検
	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	・防護隔壁温度測定(OH) ・冷却系断熱温度測定(OH) ・原子炉壁(OH)	・左計量装置設備 ①主・ランダムゲージ ②冷却系断熱温度測定(OH) ③冷却系断熱温度測定(OH) ④冷却系断熱温度測定(OH) ⑤冷却系断熱温度測定(OH)	3 4 X X	5-1 X X	5-2 X X	6-1 X X	6-2 X X	モード外 6-2 モード外 6-1 5-1 5-2 5-1 4 5-1 4 5-1 4 3	
モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の圧力)	・防護隔壁(OH) ・小保加圧力(OH)	・左計量装置設備 ①主・ランダムゲージ ②冷却系断熱温度測定(OH) ③冷却系断熱温度測定(OH) ④冷却系断熱温度測定(OH)	X X X X	3 4 X X	5-1 X X	5-2 X X	6-1 X X	6-2 X X	X X X X X X X X X X X X X X X X	
モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・左計量装置(OH) ・原子炉水(OH)	・左計量装置(OH) ①主・ランダムゲージ ②冷却系断熱温度測定(OH)	X X X X	3 4 X X	5-1 X X	5-2 X X	6-1 X X	6-2 X X	X X X X X X X X X X X X X X X X	
モード5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・左計量装置(OH) ・原子炉水(OH)	・左計量装置(OH) ①主・ランダムゲージ ②冷却系断熱温度測定(OH)	X X X X	3 4 X X	5-1 X X	5-2 X X	6-1 X X	6-2 X X	X X X X X X X X X X X X X X X X	
モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・左計量装置(OH) ・原子炉水(OH)	・左計量装置(OH) ①主・ランダムゲージ ②冷却系断熱温度測定(OH) ③冷却系断熱温度測定(OH) ④冷却系断熱温度測定(OH) ⑤冷却系断熱温度測定(OH)	X X X X	3 4 X X	5-1 X X	5-2 X X	6-1 X X	6-2 X X	X X X X X X X X X X X X X X X X	
・プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい ・年検計測時における計器保護のため ・年検時における点検等は、 モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への水位)	・左計量装置(OH) ・原子炉水(OH)	・左計量装置(OH) ①主・ランダムゲージ ②冷却系断熱温度測定(OH) ③冷却系断熱温度測定(OH)	X X X X	3 4 X X	5-1 X X	5-2 X X	6-1 X X	6-2 X X	X X X X X X X X X X X X X X X X	
・代替パラメータに記載する 番号は優先順位であり、代 替パラメータが複数あるこ とを示す ・「」は多様な計測設備を示 し、運転上の制限が適用し ない。										
要検査内容の左側に主要パ ラメータを、右側に代替パ ラメータを記載している。 ・「」は多様な計測設備を示 し、運転上の制限が適用し ない。										

高浜発電所 3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

24/31

主要工程			RCS水位												RCS水位											
			RCS降水量			△解列			RCS降水量			RCS漏出														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												開通設備											
			・温度計測	①燃焼器冷却水温計CH	②燃焼器冷却水温計CH	③燃焼器冷却水温計CH	④燃焼器冷却水温計CH	⑤燃焼器冷却水温計CH	⑥燃焼器冷却水温計CH	⑦燃焼器冷却水温計CH	⑧燃焼器冷却水温計CH	⑨燃焼器冷却水温計CH	⑩燃焼器冷却水温計CH	⑪燃焼器冷却水温計CH	⑫燃焼器冷却水温計CH	⑬燃焼器冷却水温計CH	⑭燃焼器冷却水温計CH	⑮燃焼器冷却水温計CH	⑯燃焼器冷却水温計CH	⑰燃焼器冷却水温計CH	⑱燃焼器冷却水温計CH	⑲燃焼器冷却水温計CH	⑳燃焼器冷却水温計CH	㉑燃焼器冷却水温計CH	㉒燃焼器冷却水温計CH	
モード3、4、5、6 (原子炉格納容器への注水量)	・海水注入流量計CH	・海水注入流量計CH																								
モード3、4、5、6 (原子炉格納容器内の圧力)	・燃焼器冷却水温計CH																									
モード3、4、5、6 (原子炉格納容器内の水位)	・左計量計設備	・左計量計設備																								